

○平成27年9月8日(火)

日本共産党東京都議会議員団

都議会公明党

○平成27年9月9日(水) 都議会民進党

【要望1】空き家対策において、(政治連盟説明)

- ① 所有者調査における司法書士の活用
- ② 自治体等の相談窓口における司法書士の活用
- ③ 市区町村協議会の設置及びその構成員としての司法書士の活用
- ④ 司法書士会との連携を求める。

【要望1理由等】

総務省の「平成25年住宅・土地統計調査」によると、全国の総住宅数6,063万戸に対し、空き家戸数は820万戸に上り、空き家率は13.5%を占めている。核家族化による世帯分離・少子高齢化・人口減少が進み、適切な管理がなされていない空き家は年々増加し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすようになった。

平成27年5月26日には「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行された。

平成27年2月26日には、総務省・国土交通省より、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)が示され、「まず各市区町村の区域内の空家等の所在やその状態を把握すること」「空家等の所在等を把握した市区町村においては、次に当該空家等の所有者等を特定するとともに、必要に応じて当該所有者等がその所有する空家等をどのように活用し、又は除去等しようとする意向なのかについて、併せて把握すること」と指摘している。

空き家対策において次のことを求める。

① 所有者調査における司法書士の活用

空き家問題解決の障害になっている最大の要因は「所有者の特定」である。自治体が空き家の所有者を特定するための不動産登記情報に基づく権利調査や相続人特定のための戸籍調査は、司法書士の専門性が発揮できる。

② 自治体等の相談窓口における司法書士の活用

自治体には、空き家の所有者や周辺住民からさまざまな相談が寄せられている。

日本司法書士会連合会が自治体に対して行ったアンケート調査によると、相談の事案で解決に至らないと考える理由として、

1. 登記名義人の死亡等の理由により所有者(相続人)の特定が困難
2. 問題に対する所有者の認識不足や無理解
3. 共有者間の対立により合意形成ができない
4. 高齢等の理由により所有者の意思確認が困難
5. 関係法令等の専門的知識を有する人材が不足
6. 予算の確保が困難

などが挙げられている。

遺産分割協議の支援、成年後見制度の利用、相続財産管理制度・不在者財産管理制度の利用、不動産賃貸借契約書の内容のチェックなど司法書士が協力できる場面が考えられる。

また、市民から自治体に相談が寄せられた際の市民に対する相談窓口の設置するほかに、自治体に対する相談窓口を司法書士会に設置することも含めて連携を強化していきたい。

③ 市区町村協議会の設置及びその構成員としての司法書士の活用

基本指針において、空き家計画実施体制の市区町村協議会の構成員として司法書士が列挙された。空き家対策は未来のまちづくりに繋がる政策である。法務、不動産の専門家である司法書士を活用していただきたい。

④ 司法書士会との連携

司法書士会は、主に次のような事例で空き家問題に対応することができる。

1. 相続登記を行うことにより不動産の売却が可能となって空き家問題が解決される。
2. 所有者が認知症のため、成年後見人が就任することで、空き家の管理や処分が可能となる。
3. 任意後見契約を締結しておくことで、空き家になることを予防することができる。
4. 相続放棄などにより相続人が不存在となっているケースで、相続財産管理人を選任して、不動産の管理や処分を行う。
5. 建物の賃借人が所在不明となり、不在者財産管理人を選任して、家庭裁判所の許可を得て建物内の残置物の処分を行い、賃貸借契約の合意解除をする。
6. 公正証書遺言を作成して、遺言執行者が不動産を含むすべての遺産を換価換金して社会福祉協議会に遺贈することで空き家化を予防する。

空き家対策において、司法書士会と連携することを求める。

【要望2】 住民票の除票、消除された戸籍の附票の保存期間を伸長すること。
(関係省庁：総務省)(政治連盟説明)

【要望2理由等】住民票の除票や消除された戸籍の附票の保存期間は5年と規定されているが、今日の広域化した経済社会生活のもと、規定された当時と比べて住民の異動は頻繁となり、住民登録制度が「個人」を特定するための制度として、多くの分野

で重要な役割を果たしている。「住民票」・「除票」及び「戸籍の附票」・「消除された戸籍の附票」は、ともに、年金記録や登記など本人の同一性を住所・氏名で特定している場合の最も確実・正確かつ簡便・安価な証明手段である。

一方、行政の電子化により、多くの自治体における住民票・戸籍附票の事務も省スペース・低廉化され、その情報の検索も簡易・迅速化された。

除票・消除された戸籍附票の保存期間を延長することによる行政の負担増加は、それによって得られる住民の権利保全・利便性の向上と比較して、とても軽微なものと考えられる。よって、「除票」・「消除された戸籍の附票」の保存期間及び写しの交付期間、現行5年を40年程度に延長することが必要と考える。

【要望3】 小中学校・高等学校の学校教育において、「法教育」を推進すること。

(政治連盟説明)

【要望3理由等】 司法制度改革において、学校教育をはじめとするさまざまな場面で司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会を充実させることが望まれると指摘された。これは、裁判員制度にもみられるように、法や司法制度は、本来、国民全体で支えられるべきものであり、国民は司法を支えるために能動的に社会に参加することが求められていることを意味する。

その司法教育の充実のため、法務省及び文部科学省は「所要の措置を講ずる」とこととされ、法務省において法教育研究会が発足し、平成16年11月に同研究会の報告書が提出された。この報告書において、「法教育」とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度の基礎となる価値観を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育であると定義され、なぜ法教育が必要なのかの検討の基に、目指すべき法教育は次の4項目の理解をさせることであると報告された。

すなわち、①法は共生のための相互尊重のルールであること、②私的自治の原則など私法の基本的な考え方、③憲法及び法の基礎にある基本的な価値、④司法の役割が権利の救済と法秩序の維持・形成であることの、4項目である。この法教育研究会の報告の4項目のようなものの理解のためには、スポット的に法律教室を開催するのみでは不可能であり、若年のうちから少しずつ段階的に・継続的に理解を深めていくことが必要である。つまり、若年のうちから法の価値観に触れ、基礎的な法的リテラシーを養成することが必要であると考え。

近年、学校教育における新学習指導要領は、「生きる力」を育むことを理念とし、思考力、判断力、表現力などを育成することを重視している。この生きる力を育む上でも、法教育は密接に関係のあるものとなっている。

この様に市民に法教育が浸透することで、トラブルを未然に防ぎ、また不可避的なトラブルでも被害を最小限で食い止めることができる力を養成することにも繋がるものである。さらに、大きな社会問題となっている児童・高齢者・障がいのある人への虐待、配偶者やパートナーからの暴力、自殺にいたるような深刻ないじめ・インターネットを利用した誹謗中傷等の人権問題への対策にも、法教育は有用であると考え

る。

司法書士は、日常の業務を通じて、ほんの少しの法的知識が有れば大変な思いをしなくて済む場合があることを知っており、また法的手続きに誤解をもっているがため、必要以上に苦しんでしまった方にも接することが多かった。そのために、市民への法的知識の普及の必要性を認識し、実際伝えてきたという経緯がある。

司法書士会では、法教育研究会の報告にあるが如くの法教育の考え方も取り入れ上記のような取り組みを、法律教室として学校や市民団体に向けて講師を派遣し行ってきた。司法書士会の「法教育」に関する取り組みを活用し、「法教育」を推進していただきたい。

【要望4】 公共嘱託登記の受託促進に関する要望事項 (公嘱協会説明)

公共事業に伴う権利関係の整理及びその登記の推進

- (1) 空き家対策における所有者調査への当公嘱協会の活用
- (2) 公共事業用地における未登記問題について
- (3) 防災対策としての道路拡幅事業における権利調査への当公嘱協会の活用
- (4) 当協会の公益活動への取り組みについて

【要望4理由等】 (公社) 東京公共嘱託登記司法書士協会の紹介

当公嘱協会は、司法書士法第68条に定められた法人で、昭和61年に民法上の社団法人として設立され、公共嘱託登記の受託を主な事業として活動をしてまいりました。

平成25年4月1日より、東京都の公益認定を受け、公益社団法人として、改めてスタートしたものであります。

公共嘱託登記の専門家集団として、東京都内全地域に30地区450名程の司法書士たる社員を配置し、単独事件から大量事件、通常事件から困難事件まで、日々の研鑽や蓄積された経験を通じ登記の正確かつ迅速な処理を旨として業務を行ってきました。

(1) : 私たちは空き家対策において、所有者調査における当公嘱協会の活用を要望いたします。

空き家問題解決の障害になっている最大の要因は「所有者の特定」です。空き家の所有者を特定させる作業については、不動産登記情報に基づく権利調査や、相続人を特定させるための戸籍調査によることとなりますが、権利関係を調査する段階で、所有者の方が死亡し、相続登記がされていない場合は、その相続人を特定するために膨大な戸籍謄本などの資料を日本全国あるいは外国からも取り寄せて整理しなければならないケースが、多々あります。

そこには、高度な法的知識と事業執行の際には想像もしていなかったような多くの時間が必要となります。また、たとえ整理ができて、相続人が存在しない場合や、相続人の中に所在不明の方がいた場合には、裁判所が関与する手続きを踏まなければ

権利関係は確定しません。たくさんの市民の権利関係が存在し、複雑に絡み合った糸を解く作業を要する事業は、豊富な知識と経験を持った専門家の存在がどうしても必要になります。そして、当公嘱協会は、そうした卓越する能力を有した専門家で組織されております。

司法書士ならではの専門性を大いに発揮、貢献することができるこの分野につきましても、当公嘱協会の持てる能力を活用頂ければと要望致します。

(2)：公道等、公共事業用地における未登記問題が昨今、全国各地の自治体で顕在化しつつあります。公共用地が未登記であると所有権の帰属、境界問題等、一般市民との間に様々なトラブルが生じる可能性があります。実際に、所有権を侵害されたとして、自治体が被告となって最高裁まで争われた事例も存在します。自治体名義に移転登記がされていれば、避けられたはずのトラブルでした。自治体が主体となって、公道における境界の確認や分筆登記等を行ったうえ、公道敷地の権原を明らかとし、確定させることが市民とのトラブル回避につながるはずです。

過去の道路拡張などで、市民が、無償で提供した土地などが未登記のまま放置され、公図等の図面に反映されていない道路が実在しているところも多数あります。現状は公衆用道路であっても、個人の所有名義のまま放置され、固定資産税の課税対象となっていた事例も他県でありました。その権原が寄付をされたものか、単なる使用の承諾なのか、年数を重ねるにつれて不明確となってしまうことが多く、道路化整備優先のあまり、書類等の不備により権原の整理を怠ってしまった事情も介在するものと思われまます。過去に買収した道路用地の移転登記が、売主の死亡等の事情で登記未了になっているケースでは、相続手続が先行しない限り、その権原を明らかにすることはできません。また、第三者が時効取得などを理由に自己の土地として登記して所有権を主張し、敷地の買い取りを求めてきたりする可能性もあります。

買収や寄付で取得した公共事業用地が未登記なことについては、自治体に責任があり、市民に不利益を負わせることは不当なことです。道路敷地の未登記が、すぐに道路使用・維持に問題が起こるものとは限りませんが、法定公共物の財産管理面においても、自治体に様々な問題を生じる可能性をはらんでおり、大震災を経た今こそ、未登記物件の解消を積極的に図るべきであると、当公嘱協会は考えております。

今後、東京都において積極的に取り組まなければならない未登記問題に、不動産登記の専門家集団である当公嘱協会を活用頂ければと要望します。あわせて、東京都内における公共事業用地に係る未登記事案について、調査頂けることを要望いたします。

(3)：東日本大震災以前から東京都が行っている、災害に強く、機能的で、かつ市民が安心して穏やかに暮らせる都市造りのための様々な事業の一端に当協会は参加しております。そのなかでも、重要かつ急務な防災対策の一環として、道路拡幅事業があると考えております。拡幅すべき対象地は当然、私有地であるため、物理的な拡幅

の前提として、当該私有地の権利確定が必須の作業であり、その手続は登記の専門家たる司法書士が公益のため、担うべき職責と心得ております。

都内の住宅密集地には、消防車や救急車等の緊急自動車が入って行くことが出来ない、いわゆる「狭あい道路」が多数、存在します。首都圏直下型の震災においては、建物の倒壊や火災の発生、液状化現象による道路の損壊が想定されるため、道路拡幅事業は防災対策の一環として重要かつ急務な事業と考えます。

道路拡幅工事に着手する前に、拡幅しようとする土地やその上に存在する建物の所有者などの権利関係を調査し・整理したうえで、その後の権利変動に伴う登記手続き等々を行います。過去に、市民に信頼される法律家の集団として長年培った当協会の力を遺憾なく発揮し、解決にこぎ着けた事案が多数存在しますので、今後想定される震災に向けた事業に、当公嘱協会の持てる能力を活用頂ければと要望します。

権利関係が確定しなければ、道路拡幅事業はその時点でストップしてしまいます。

(4)：当協会では公益活動の一環として、震災後、都内に避難されている被災地の方への登記・法律相談を行ってきました。また、平成23年からは自治体の協力を頂いて、市民向けの公開講座を開催しております。公開講座のテーマは、『相続と遺言』です。要望事項(1)の空き家対策や(3)の道路拡幅事業の権利調査にも関わることですが、平成26年7月25日付の読売新聞に「所有者不明の土地増加」が公共事業の足かせになっている記事が掲載され、その内容は、相続登記が未処理の為、不動産登記上の所有者が変更されず、所有者不明の土地が増加し、そのために災害復旧工事や公共事業が進まない問題が出てきているといったものです。国交省国土管理企画室長からは、対策として相続時の名義変更を呼び掛けるしかないと述べております。当公嘱協会としては、市民に対する相続法の啓蒙活動として、より多くの方に相続手続きを理解してもらい、よって公共事業を円滑に進めてもらう一助になれば、との思いがございます。10名以上の参加者がいらっしゃる場合、会場をご提供頂ければ、都内のどちらでも無料で講師を派遣します。こうした当公嘱協会の公益活動につき、都議団の方でも活用をご検討下さるよう、最後にお問い合わせ申し上げます。

【要望5】 要望事項 (LS東京支部説明)

- (1) 成年後見制度の積極的な活用
- (2) 自治体等の相談窓口における司法書士の活用
- (3) 自治体において設置する協議会の構成員としての司法書士の活用

【要望5理由等】

総務省が実施する平成25年10月1日時点における全国の空き家の総数は820万戸、住宅総数に占める割合は13.5%で過去最高となった。管理が不十分な空き家は、景観の悪化はもとより、ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火や地震による倒壊など、周辺地域に及ぼす影響が大きく、今後の地域まちづくりの大きな課題となっている。そうした状況を踏まえ、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年2月26日に「空家等に関する施策を総

合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」、同年5月26日に「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」がそれぞれ策定されたところである。

空き家対策を進めるうえでの主な課題としては、空き家の所有者が特定されない、特定されても連絡がつかないことや、所有者が適正に管理しないこと、法律に基づく代執行を行った場合の費用徴収が難しいことのほか、そもそも空き家を増やさない予防対策を進めることなどがあげられる。これらの課題のそれぞれの場面において、各自治体と連携しながら、司法書士がその課題解消に向けて専門性を発揮できるが、とりわけ、所有者が認知症高齢者等であるため成年後見人を必要とする場合に、専門職後見人として幅広く活動している司法書士がその相談、支援において担う役割は大きいと考える。

さて、成年後見人等は、成年被後見人等本人の意思を尊重し、その意思に沿ったかたちで、本人のために業務を行うものであるが、成年後見制度を活用することにより、自治体等本人の支援者と連携しながら、空き家等対策として以下の対応が可能になる。

1 空き家の管理、処分

- (1) 所有者等が認知症等のため、自治体からの通知に対応できない場合等は、成年後見人等が就任することで、適切かつ速やかな対応をすることができる。
- (2) 建物等の維持管理をするための方策を検討する。
- (3) 本人にとって必要性があれば、売却等の処分を行う。

2 空き家化の予防

- (1) 在宅生活を送っている本人の判断能力が低下する前（あるいは完全に低下してしまう前）に、任意後見契約を締結しておくことで（あるいは保佐、補助類型を活用することで）、対応が必要な状況になった場合に迅速な対応ができる。

また、自治体等の相談窓口あるいは協議会において、法務、不動産だけではなく、成年後見制度を熟知し、成年後見人等としての実務経験豊富な司法書士を活用することにより、広範囲に渡る対応が可能となる。

【要望6】 要望事項 (LS東京支部説明)

成年後見制度の利用の促進については、増加する第三者後見人の確保のために、地域において成年後見人等となる人材（市民後見人）を確保する必要がある。そのための取り組みは動き出しているが、まだ各自治体によってばらつきがあり、機能しているとは言えない。

「成年後見制度利用促進法」の基本方針にも示されている市民後見人に対する必要な措置を要望する。

「成年後見制度利用促進法」が今国会で成立すると、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することになる。

(参考資料「成年後見制度の利用の促進に関する法律要綱案」を添付します。)

I 「成年後見制度利用促進法」の基本理念

基本理念は、次のとおりである。

- 1 成年後見制度の理念の尊重
- 2 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進
- 3 成年後見制度の利用に関する体制の整備

II 国等の責務

国等の責務は、次のとおりである。

1 国の責務

基本理念にのっとり成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体の責務

基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 関係者の努力

成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その義務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう務める。

4 国民の努力

国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進にかんする施策に協力するよう努める。

5 関係機関等の相互の連携

6 法制上の措置等

7 施策の実施の状況の公表

III 基本方針

成年後見制度の利用の促進に関する施策は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 1 成年後見制度の理念の尊重の基本方針
- 2 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進に係わる基本方針
- 3 成年後見制度の利用に関する体制の整備に係わる基本方針

上記2の地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進に係わる基本方針には、以下のことが言われている。

- (1) 地域住民の需要に応じた利用の促進

成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

(2) 地域において成年後見人等となる人材の確保

地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 成年後見等実施機関の活動に対する支援

(1)及び(2)の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

IV 市民後見人に対する必要な措置

平成27年の成年後見等申立において親族以外の第三者が成年後見人に選任されたものは、全体の約65%と（前年約57.8%）と親族が選任されたものを上回っており、この傾向は続いている。

また、認知症高齢者をみると、2025年にはその数700万人前後になるといわれている。

高齢化の進展、独居高齢者、夫婦二人のみ世帯の増加により、第三者が成年後見人に選任される割合はさらに増加すると思われる。

これらの認知症高齢者を支援するためには成年後見制度を積極的に活用する必要があり、地域で安心して暮らしていくために、地域の見守りから必要に応じて成年後見制度に繋いでいく仕組みが必要である。

増加すると思われる第三者後見人の供給は地域において成年後見人等となる人材を確保することが非常に重要になってくる。その市民後見人の研修、相談支援をするための必要な措置を講ずることが基本方針に書かれている。

市民後見人養成の動きはすでに始まっているが、各自治体の取り組みとされているため、その養成、監督、支援体制の構築は各自治体によってばらつきがある。成年後見制度の利用促進のためには市民後見人の養成が必要であり、市民後見人を支える仕組みづくりが各自治体の責務である。

【要望7】 要望事項 (東京青司協説明)
生活保護制度について

【要望7理由等】

1 生活保護法63条の費用返還義務につき、柔軟な運用を求める。

本件は、昨年も同様の要望を行ったものであるが、何ら具体的な対応が行われていないため、再度要望するものである。

生活保護法は生活保護利用者に資力があるにも関わらず、保護を受けた時は保護に要する費用を支弁した都道府県または市町村に対して、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と費用返還義務を定めている(第63条)。

ところで、生活保護利用者が通院・入院した場合の医療費は、医療扶助として現物給付の方法により行われ(生活保護法34条1項)、生活保護利用者が生活保護利用以前に加入していた国民健康保険、後期高齢者医療保険については、生活保護の開始によりその被保険者としての資格を喪失することになる(国民健康保険法第8条2項、第6条9号、高齢者の医療の確保に関する法律第53条2項、第51条1号)。したがって、医療費は全額公費負担となる。

そして、生活保護利用者に資力が生じ、63条の費用返還決定がされる場合、国民健康保険等に加入していれば医療保険でまかなわれる部分も含め医療費全額の返還決定がされるのが現状である。このことは、資力が生じ、または資産が発見され、その結果、生活保護が廃止された者に対して、費用返還決定がされた場合に、極めて理不尽な結果をもたらす。

例えば、身寄りのない方が判断能力が低下し、首長申立により、後見開始がされ、後日、選任された成年後見人の司法書士が本人の財産を発見した場合では、医療費全額の返還が求められる。具体的には、後期高齢者医療保険料が月額6000円、入院医療費が1割負担で月額4万円の場合に、生活保護利用を開始し、財産を成年後見人が発見するまで6か月かかるとすると、本人が生活保護利用により負担を免れた保険料、入院医療費は27万6000円であるのに対して、返還請求を受ける医療費は金240万円にもなる。こうしたケースでは、後期高齢者医療保険や国民健康保険の資格喪失をしていない場合の本人負担額、また、社会保険加入者が生活保護を利用することになっても資格喪失しないことと比較すると相当大きな金額の返還を求められることとなる。

上記のようなケースで医療費全額の返還請求をすることは理不尽であり、これは法の不備による結果とも考えられる。生活保護法63条は、返還を求める金額について、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」と定めているのであるから、実施機関たる都知事またはその委任を受けた行政庁(福祉事務所長)は、このようなケースでは返還金額を定めるにあたっては個別具体的な事情を勘案して柔軟に判断すべきである。

2. 住宅扶助引下げについて

本年7月より、生活保護受給世帯に支給されている住宅扶助の基準が引き下げられ、例えば2級地である羽村市、あきる野市、瑞穂町の2人世帯では、今までの基準が69800円であったのに対し、54000円に引き下げられた。この差額が15800円となり、かなりの差がある。経過措置として、本年6月30日までの期間において、現に住宅扶助の支給を受けている世帯については、次回の賃貸借契約更新までは旧基準が適用になるが、その後は、現在上限、又は上限に近い賃料の物件に居住している世帯については、契約更新時から、新たな基準が適用になるため、生活扶助の中から賃料の差額分を捻出するか、これも難しい場合には、転宅をせざるを得ないこととなる。

しかし、高齢の2人世帯である場合、そもそも転宅の労力が身体的に負担となったり、今まで居住していた地域を離れざるを得なくなるなどで、心身共に疲弊してしまうことも容易に考えられる。また、心身の病のため、通院・通所を行っている場合に、転宅することにより、地理的に遠くなってしまうだけでなく、環境の変化により、通院・通所する気力が減退し、病状が悪化してしまう可能性もある。

例外として、転居が困難なやむを得ない理由がある場合は、見直し前の基準額を適用することとされているのであるから、やむを得ない理由を柔軟に解釈し、無理な転宅を迫ったりするようなことのないよう、十分な予算確保を要望するものである。

【要望8】 要望事項

マイナンバー制度の実施に関連して(東京青司協説明)

【要望8理由等】

(1) 居所情報の登録について、周知を徹底すること

行政手続番号法(マイナンバー制度)が10月5日に施行されることに伴い、個人番号通知カードが順次送付されることになっている。

この通知カードは、住民票に登録されている住所に転送不要の簡易書留郵便で送られるため、東日本大震災による被災者で住所地以外に避難している方や一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方など、住所地に居住していない場合、通知カードを受け取ることができないことが予想される。また、世帯別に個人番号通知カードが送られるため、DVや児童虐待の被害者で施設に避難している人が、加害者側に自らの個人番号を知られる危険性がある。総務省は、このような場合を想定して、居所情報を登録すれば、住所地以外で通知カードを受け取ることができる措置を講じたが、マスメディア向けに記者発表されたのが8月7日で、登録できる期間はわずか一カ月(8月24日～9月24日)という極めて短いものだった。そのため、この居所情報登録の制度を知らずに、利用できない人が多数に上ると予想される。そこで、東京都及び関係機関の窓口など、あらゆる手段を利用して、居所情報の登録を周知徹底するよう要請する。

(2) 個人番号カードの裏面を、法定目的以外でコピーしないよう周知徹底すること
行政手続番号法の施行後、これまでの住民基本台帳カードは新規に発行することができず、順次、個人番号カードに置き換わることとなる。

個人番号カードは、顔写真入りの公的証明書として、本人確認の資料として用いられることが予定されているが、裏面に記載されている個人番号は、法で定める場合を除き、取得・利用してはならないとされている。そのため、個人番号カードを本人確認に使用する場合、これまでの運転免許証や住基カードと異なり、裏面はコピーしないようにしなければならない。しかしながら、マイナンバー制度については、今年1月に内閣府が実施した世論調査でも制度の内容まで知っている人は3人に1人(28.3%)と少なく、個人番号カードの厳格な取り扱いについて知られているかは疑問である。そこで、個人番号カードの取り扱いについて東京都及び関連機関、関連事業者
に周知徹底するようお願いしたい。

(3) 法人取引のある個人事業主に過度な負担とならないよう総務省に要請願いたい
個人番号は税務署に提出する法定調書に記載する必要があるため、法人に源泉徴収された報酬を支払われる個人事業主は、取引先の法人に自らの個人番号を提供する必要がある。会社・商業登記を業務とする司法書士は、多数の法人に関与するため、自らの個人番号を年間数十件、多い人は数百件の単位で提供する必要がある。取引先の中には、立ち上げたばかりの法人も多く含まれることから、個人番号の厳格な管理が期待できないケースが多々予想される。こうした場合にまで、個人番号を提供しなければならないとすると、自らの個人番号を他者に知られないように秘匿するのは極めて困難になる。

また、個人番号を提供してよいか判断するためには、取引先の管理体制を確認せねばならず、提供先の管理のコストは過大な負担となる。

個人番号の利用が1月から開始するが、自らが取得・管理する場合の対策がようやく始まったばかりで、自らが提供する場合の対応はまだ十分に検討できていないのが現状である。そこで、司法書士をはじめとして、多数の法人と取引のある個人事業主に、個人番号制度が過度な負担とならないような措置を講じるよう総務省に働きかけていただきたい。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、認知症、知的障害その他の精神障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすること。

二 定義

- 1 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいうこと。
 - ① 成年後見人及び成年後見監督人
 - ② 保佐人及び保佐監督人
 - ③ 補助人及び補助監督人
 - ④ 任意後見人及び任意後見監督人
- 2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいうこと。
 - ① 成年被後見人
 - ② 被保佐人
 - ③ 被補助人
 - ④ 任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者
- 3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいうこと。
- 4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいうこと。

三 基本理念

1 成年後見制度の理念の尊重

成年後見制度の利用の促進は、①成年被後見人等が、成年被後見人等で

ない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと〔＝ノーマライゼーション〕、②成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと〔＝自己決定権の尊重〕及び③成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと〔＝身上の保護の重視〕等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用に関する体制の整備

成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

四 国等の責務

1 国の責務

国は、三に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

3 関係者の努力

成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 国民の努力

国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

5 関係機関等の相互の連携

- ① 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。
- ② 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

五 法制上の措置等

政府は、第二に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならないこと。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の第二に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

六 施策の実施の状況の公表

政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。

第二 基本方針

成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度の理念の尊重に係る基本方針

1 成年後見制度の三類型が適切に選択されるための方策の検討

成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

2 権利制限に係る制度の見直し

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

3 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものの支援

成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定する

ことが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

4 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し

成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

5 任意後見制度の積極的な活用

成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

6 国民に対する周知等

成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

二 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進に係る基本方針

1 地域住民の需要に応じた利用の促進

成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

2 地域において成年後見人等となる人材の確保

地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

3 成年後見等実施機関の活動に対する支援

1及び2の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

三 成年後見制度の利用に関する体制の整備に係る基本方針

1 関係機関等における体制の充実強化

成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び

助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

2 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三 成年後見制度利用促進基本計画

一 成年後見制度利用促進基本計画の策定

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならないこと。

二 成年後見制度利用促進基本計画において定める事項

成年後見制度利用促進基本計画は、次の事項について定めるものとする。

- 1 成年後見制度の利用の促進に関する目標
- 2 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 3 1及び2に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 閣議の決定

内閣総理大臣は、成年後見制度利用促進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。

四 成年後見制度利用促進基本計画の公表

内閣総理大臣は、三による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。

第四 成年後見制度利用促進会議

一 設置

内閣府に、特別の機関として、成年後見制度利用促進会議（以下第四において「会議」という。）を置くこと。

二 所掌事務等

- 1 会議は、次に掲げる事務をつかさどること。
 - ① 成年後見制度利用促進基本計画の案を作成すること。
 - ② 成年後見制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相

互の調整をすること。

- ③ ①及び②に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、成年後見制度の利用を促進するための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。
- 2 会議は、次に掲げる場合には、成年後見制度利用促進委員会の意見を聴かなければならないこと。
 - ① 成年後見制度利用促進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - ② 1③の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

三 組織等

- 1 会議は、会長及び委員をもって組織すること。
- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てること。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てること。
 - ① 内閣官房長官
 - ② 特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - ③ 法務大臣
 - ④ 厚生労働大臣
 - ⑤ 総務大臣
 - ⑥ ①から⑤までに掲げる者のほか、関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が指定する者
- 4 1から3までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めること。

第五 成年後見制度利用促進委員会

一 設置

- 1 内閣府に、成年後見制度利用促進委員会（以下第五において「委員会」という。）を置くこと。
- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどること。
 - ① 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議すること。
 - ア 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項
 - イ 成年後見制度の利用の促進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項
 - ② 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、①に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

二 資料の提出要求等

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができること。

三 組織等

- 1 委員会は、委員十人以内で組織するものとし、委員は、成年後見制度に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命するものとする。委員の任期は、第七の一ただし書の政令で定める日までとすること。
- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるとき又は専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に、臨時委員又は専門委員を置くことができるものとする。臨時委員又は専門委員の任期は、それぞれ当該特別の事項又は当該専門の事項の調査に要する期間とすること。
- 3 委員会の事務を処理させるため、委員会に、独自の事務局を置くものとし、当該事務局に、事務局長その他所要の職員を置くものとする。
- 4 1から3までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定めること。

第六 地方公共団体の講ずる措置

一 市町村の講ずる措置

- 1 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

二 都道府県の講ずる措置

都道府県は、市町村が講ずる一の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、三及び四は、同日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 検討

認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第二の一三による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

三 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の廃止

第四の成年後見制度利用促進会議及び第五の成年後見制度利用促進委員会は、廃止すること。

四 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の設置

- 1 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。
- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、1の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理すること。